

介護予防・日常生活支援総合事業

要支援1・2の人は、介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。

介護予防・生活支援サービス事業のみを利用する場合は、基本チェックリストによる判定で利用できますが、新規でサービスを利用する場合は要支援認定申請が必要です。



介護予防・生活支援サービス事業

- 対象者**
- 要支援1・2の人
 - 介護予防・生活支援サービス事業対象者
(基本チェックリストを受けて生活機能の低下がみられた人)
 - 要介護認定を受ける以前からこの事業を利用していた要介護1の人

訪問型サービス

介護サービス事業者によるサービス

- 食事・入浴・排せつなどの身体介護（介護予防型訪問サービス）
(1回あたりのめやす) 287円
- 掃除・洗濯・調理・買物などの生活援助（生活援助型訪問サービス）
(1回あたりのめやす) 230円

シルバーエプロンサービス

- 町が指定した研修を修了したシルバー人材センター会員による掃除・洗濯・調理などの生活援助 1回160円

通所型サービス

介護サービス事業者による介護予防のための通所サービス

- 食事や入浴・排泄の介助、機能訓練やレクリエーションなど
事業対象者・要支援1 436円 要支援2 447円

介護サービス事業者による生活援助のための通所サービス

- 短時間利用の機能訓練やレクリエーションなど（食事や入浴・排せつの介助を除く）
事業対象者・要支援1 349円 要支援2 358円

一般介護予防事業

- 対象者**
- 65歳以上のすべての人
認定審査で「非該当（自立）」と判定された人や地域のすべての高齢者を対象に、これからも住み慣れた地域で、元気に暮らしていただけるよう、さまざまなサービスを提供します。
※一般介護予防事業のみを利用したい場合は、基本チェックリストを受ける必要はありません。

住民主体の「通いの場」

地域の高齢者が自主的に通い、体操、茶話会、趣味活動などを行って介護予防や地域コミュニティの拠点となる場です。この「通いの場」への参加をきっかけに「また来るのが楽しみ」「地域に入りやすくなった」「住民同士の見守りの場になっている」というように、関わる人の意識が変わることで、介護予防や地域のつながり、地域活動の活性化につながります。

- 参考**
- 地域がいきいき 集まろう！通いの場 (<https://kayoinoba.mhlw.go.jp/>)
自宅でも健康を維持する方法や「通いの場」の情報を発信する厚生労働省の特設サイトです。「オンライン通いの場アプリ」がダウンロードできます。



1 シニア元気アップ出前講座

地域包括支援センターの職員や運動指導員、栄養士、歯科衛生士等が、地域の高齢者の集まりに出向いて介護予防と健康づくりのお手伝いをします。



2 「いきいき100歳体操」地域教室

身近な地域の集会所などで「いきいき100歳体操」を開きませんか？
重錘バンド、CD、DVDを貸与し、講師を派遣します。

3 介護支援ボランティア養成講座

ボランティア活動に関心のある方はどなたでも受講できます。講座修了後には、介護保険施設や「つどいカフェ」等で、話し相手等のボランティア活動をしていただけます。

4 はつらつ広場

地域のボランティアと一緒に、介護予防を目的とした体操やレクリエーション、専門職による健康講座を実施します。

週1回コミセンで開催しています。（＊送迎はありませんので、各自で会場までお越しください。）

【利用対象者】 概ね65歳以上の方 【費用】 1回100円

問い合わせ先

播磨町地域包括支援センター TEL.079-435-1841
播磨町 保険課 介護保険係 TEL.079-435-2582